

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、木材加工作業に従事していた。
- 2 請求人によれば、重い木材を片手で抱え機械に挿入する作業を繰り返したことにより、腕や肘に負担がかかり、平成〇年〇月〇日に右肘の痛みが出現したという。請求人は、同月〇日、C病院を受診し、「右肘外側上顆炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院を受診し「右肘外側上顆炎」と診断されているところ、当審査会としても、医学的所見、請求人の作業内容、症状経過等から、同日、本件疾病を発症したものと判断する。

(2) 本件疾病の業務起因性の判断については、平成9年2月3日付け基発第65号「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(以下「認定基準」という。)が策定されており、当審査会としても認定基準は妥当なものとする。

(3) 上肢等に負担のかかる作業について、請求人が腕に負担がかかる作業であるとしている業務のうち、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、発症部位は前腕伸筋腱の付着部であるので、肘を伸展させて行う仕事で発症しやすいので、仕上げモルダ投入作業が該当すると考えられると述べている。

また、請求人も作業の中で一番重いものを持つなどして腕に負担がかかるのは、「仕上げモルダの投入作業です」と申述していることから、上肢等に負担のかかる作業は仕上げモルダ投入作業であると認められるので、認定基準に示される認定要件に照らし、本件について検討する。

ア 請求人は、入社以来約7年間、仕上げモルダ投入作業を含む様々な作業に従事していることから、当審査会としては、決定書に説示するとおり、上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものと認められると判断する。

イ 請求人が発症前3か月において当該業務に従事した日数については、仕上げモルダ投入作業に従事した記録である仕上配置記録表では6日のみであり、一件記録を精査するも、これを超えて仕上げモルダ投入作業に従事したと認めるに足る証拠は確認できず、当審査会としては、決定書に説示するとおり、発症前に過重な業務に従事したとは認められないと判断する。

ウ 本件疾病と業務との医学的因果関係について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の自訴に基づき、肯定する意見を述べているが、両医師の意見は、認定基準における過重な業務を前提としておらず採用できない。

一方、D医師は、前記意見書で、要旨、発症前3か月間の監督署の調査では仕上げモルダ投入作業を行った期間は6日間と短いので当該作業が原因となるかどうかに関しては不明であると述べている。当審査会としては、請求人の就労状況に鑑みると、本件疾病と業務との間に医学的因果関係は認められないと判断する。

(4) 以上を総合すると、本件疾病と業務との間に相当因果関係は認められず、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人は仕上げモルダ投入作業以外の作業も上肢等に負担のかかる作業に該当すると主張するほか、仕上げモルダ投入作業には発症前3か月間において6日としたことは誤りであると主張するが、いずれも医学的な根拠あるいは客観的な根拠が示されておらず、上記結論を左右するものではない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。